

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内



しあわせ信州

対象医療：B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変の治療

入院治療の場合

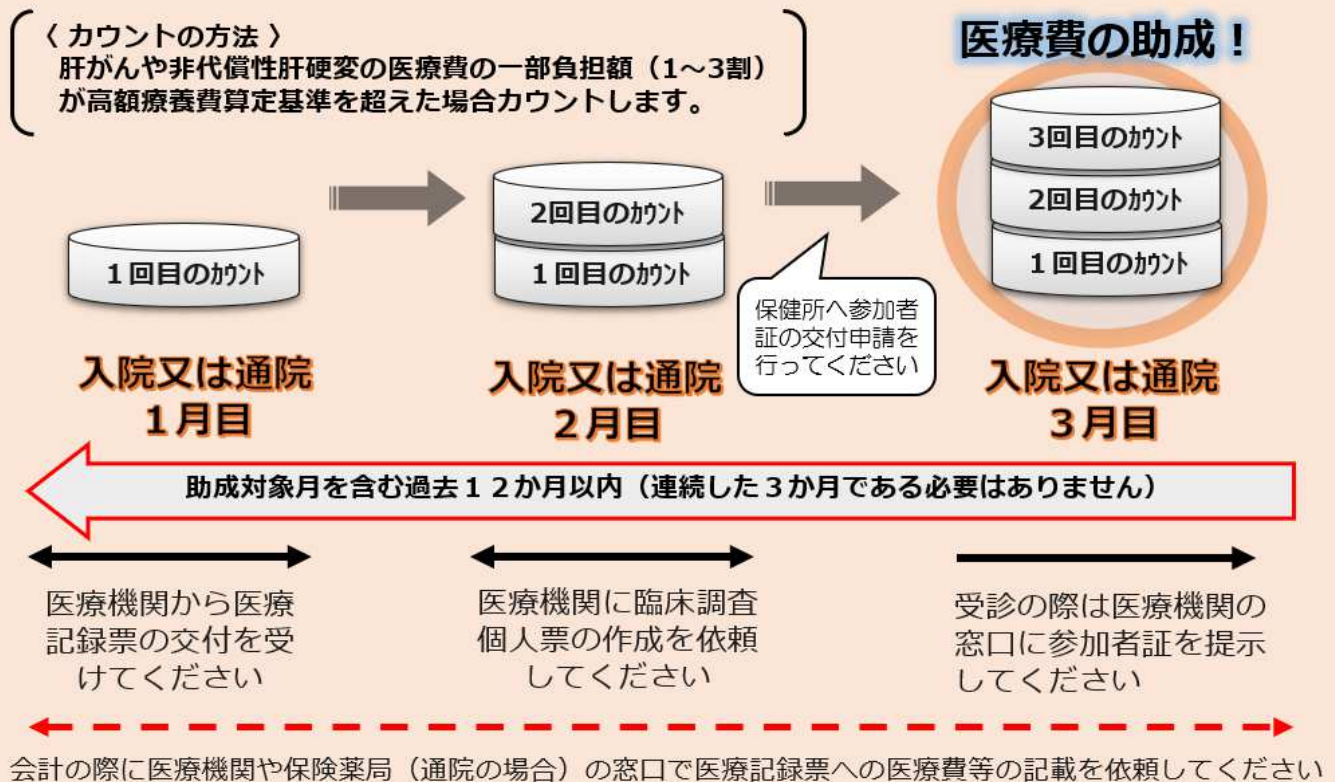
肝がん又は重度肝硬変の治療で保険適用のもの

通院治療の場合

肝がん治療のうち「分子標的薬化学療法」または「肝動注化学療法」で保険適用のもの

助成要件：全てに当てはまる場合は医療費助成の可能性あり

- ① 1年以内に対象医療費が高額療養費を超えた月が2か月以上ある
 - ② 世帯年収が概ね370万円以下※である
(※金額は目安。詳細はホームページをご確認ください)
 - ③ 国民健康保険、組合健康保険など公的医療保険に加入している
- 注) 本事業の「指定医療機関」または「保険薬局」で受けた医療が助成対象となります



申請し、事業への参加が認められると対象医療費の自己負担額が月額1万円となります
※通院医療費は一旦お支払いいただき、後日保健所へ償還（払い戻し）請求をしてください

裏面もご覧ください

申請に必要な書類

年齢に関わらず提出する書類

- ① 参加者証交付申請書 → 県ホームページ*または保健所で取得してください
- ② 臨床個人票及び同意書 → 医療機関に交付、作成を依頼してください
- ③ 医療記録票の写し → 医療機関に交付、作成を依頼してください
- ④ 肝炎治療自己負担限度額月額管理票の写し（核酸アナログ製剤治療の助成を受けている者に限る）

上記に加えて提出が必要な書類

70歳未満の場合

- ⑤ 医療保険の被保険者証（健康保険証）の写し
- ⑥ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ⑦ 申請者の住民票の写し [コピー不可]

70歳以上の場合

- ⑤ 「医療保険の被保険者証（健康保険証）及び高齢受給者証の写し」または「後期高齢者医療被保険者証の写し」

▶所得区分が「一般」にあたらぬ場合は以下も提出

- ⑥ 申請者の住民票の写し [コピー不可]
- ⑦ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し

▶所得区分が「一般」にあたる場合は以下も提出

- ⑥ 申請者及び世帯全員の住民票の写し [コピー不可]
- ⑦ 申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類

※申請書類の様式や制度の詳細を長野県ホームページで公開しています

⇒「長野県 肝がん」で検索してください

申請に関する問合せ先、申請先（住所地を管轄する保健所へ提出してください）

保健所(保健福祉事務所)	電話番号	保健所(保健福祉事務所)	電話番号
佐久保健福祉事務所	0267-63-3163	松本保健福祉事務所	0263-40-1950
上田保健福祉事務所	0268-25-7154	大町保健福祉事務所	0261-23-6526
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2926	長野保健福祉事務所	026-225-9045
伊那保健福祉事務所	0265-76-6836	北信保健福祉事務所	0269-62-6311
飯田保健福祉事務所	0265-53-0443	長野市保健所	026-226-9960
木曾保健福祉事務所	0264-25-2232	松本市役所(障害福祉課)	0263-34-3036

制度に関するお問い合わせは、長野県庁感染症対策課（026-235-7148）までお願いします